

役員等報酬規程

社会福祉法人北海道社会福祉事業団役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団（以下「法人」という）定款第 8 条 および定款第 22 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行った場合には報酬を支給する。
ただし、施設長等の法人職員が役員の場合はこれを支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表第 2 で定めるものとする。

(費用弁償)

第 5 条 役員等が、法人業務を行うため出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日等にあたる時は、職員給与規程に準拠した日をもって支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席や法人業務を行った場合には、その都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 同条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬額(月額)
理事長	500,000円
専務理事	412,500円

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
評議員会、理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
専門的な見識が必要な場合(公認会計士など)	50,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円